



担当課：人権・同和対策局調整課
 直通：092-643-3325
 内線：3351、3355
 担当：浦田、桑野

佐賀県とパートナーシップ宣誓制度に関する 協定を締結します！

- 県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できる福岡県を目指し「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。
- 宣誓した方は、県が交付する受領証カードを、県営住宅の入居申込などの本県の行政サービスや、不動産会社での賃貸住宅入居申込などの民間サービスに利用することができます。
- このたび、佐賀県と協定を締結し、令和5年1月1日から、転居後のカードの継続利用や、両県の行政サービスの相互利用が可能となります。これにより、利用者の負担軽減や制度の利便性向上を図ります。

1. 協定の目的

(1) 継続利用

福岡県で宣誓した人が佐賀県に転居する場合、福岡県が交付した受領証カードを継続して利用できるようにすることで、改めて宣誓する負担をなくします。

(2) 相互利用

福岡県及び佐賀県の受領証カードを、相互の行政サービスに利用できるようにすることで、利便性の向上を図ります。

2. 協定の適用開始日

令和5年1月1日から適用 ※令和4年12月に協定締結

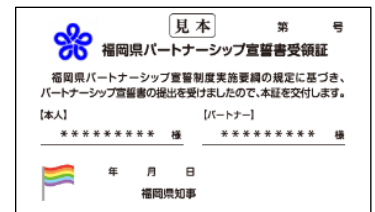
3. 協定締結により利用できる行政サービス

(1) 福岡県の行政サービス

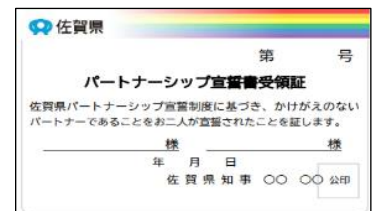
- ① 県営住宅の入居申込
- ② 公社賃貸住宅の入居申込
- ③ 県立太宰府病院での病状説明・治療方針の同意
- ④ 生活保護申請
- ⑤ 身体障がい者に対する自動車税減免申請

(2) 佐賀県の行政サービス

- ① 県営住宅の入居申込
- ② 佐賀県医療センター好生館での病状説明・治療方針の同意



(福岡県の受領証カード)



(佐賀県の受領証カード)

4. その他

すでにサービスを提供いただいている市町村や民間企業に対し、協定締結の周知を行うとともに、両県の受領証カードでサービスを提供いただけるよう働きかけを行う。